

福知山市職員の収賄事件に関する 調査特別委員会の設置に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり福知山市職員の収賄事件に関する調査を行うものとする。

記

1、調査事項

福知山市民病院・武道館建設事業などに関する事項

2、特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び委員会条例第4条の規定により委員9名以内で構成する福知山市職員収賄事件調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3、調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項(及び同法第98条第1項)の権限を福知山市職員収賄事件調査特別委員会に委任する。

本委員会は、調査のため必要があるときは関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めることができる。

4、調査期限

上記特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、本件調査を終了するまで継続して調査を行うものとする。

5、調査経費

本調査に要する経費は、平成20年度においては200万円以内とする。

以上のとおり決議する。

平成20年3月10日

福知山市議会